

静岡市職員の分限に関する条例の一部改正について

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条の2中「、職員が降任された」を「、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「認めるとき」を「認める場合」に改める。

附則に次の2項を加える。

(法第28条の2第1項に規定する降給に関する経過措置)

15 静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第40号)附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「並びに」とあるのは、「、静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第40号)附則第33項の規定による降給並びに」とする。

16 第4条第2項の規定は、静岡市職員の給与に関する条例附則第33項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。